

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～ に関する意見募集の結果について

令和 6 年 3 月 22 日
こども家庭庁長官官房長官官房参事官（総合政策担当付）

こども家庭庁では「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン（案）～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」の策定に向けた検討を進めるに当たり、パブリックコメント手続を実施し、広く国民の皆様から意見を募集したところ、合計 105 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のように取りまとめたので公表いたします。なお、いただいた御意見等のうち、同様の趣旨の御意見等は適宜集約し、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示しております。

（表のページ数については、パブリックコメントを踏まえて 3 月 22 日に決定したもののページ数になっております。）

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

該当箇所	案に対する御意見	御意見に対する考え方
<p>ガイドラインの対象と目的</p>	<p>p ii. 「ガイドラインの対象と目的」 (意見)</p> <p>(1) 冒頭の文に、次の【】内を補足してください。 「本ガイドライン（案）は、各府省庁や地方自治体の職員【(教員等を含む)】を対象にしています。」</p> <p>(2) 「すでに」の段落末尾に次の内容を補足してください。 「行政から指定管理者として施設等の運営を委託されている団体、また自治会（町内会）や子ども会、子どもや若者のスポーツクラブなどの非営利団体や民間事業者にも本ガイドラインは有益と思われ、それらのスタッフにも活用が期待されます。」</p> <p>(理由・説明)</p> <p>(1)について： 本ガイドラインは一般行政職員以外も除外せず、広く一般的に求められる原則とそのための具体的を示しています。特に子どもと接する時間・密度が高い、教員等を例示することで、切れ目のない包括的な子ども支援につなげる必要があります。</p> <p>(2)について： 行政の事業委託先や補助金等の支出先も少なくなく、その他子どもが関わる各種団体・企業も含め、広く本ガイドラインの趣旨を生かして子どもの権利保障や子ども・若者の意見反映がなされるよう、付記が望まれます。</p>	<p>本ガイドラインについては、こども基本法 11 条においてこども施策の策定・実施・評価に当たって、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられたことに伴い、作成したものになります。</p> <p>ご指摘のとおり、本ガイドラインは、こども・若者に関係する方々にとっても有益なガイドラインと考えておりますが、「ガイドラインの対象と目的」においては、上記を踏まえて「各府省庁や地方自治体の職員」と記載させていただきます。</p>
<p>第 1 章 意見反映の意義と背景 1. なぜこども・若者の意見を聴くのか</p>	<p>P 1 (意見)</p> <p>「意見反映のためのポイント」部分に主語を追加すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>自治体職員・おとな・子ども誰が主体なのかわからないため。</p>	<p>「意見反映のためのポイント」部分については、本文中と合わせて確認いただくものであり、できる限り文章を簡略化しておりますので、主語が抜けているのご指摘ですが、趣旨をご理解いただけますと幸いです。</p>

<p>同上</p>	<p>P1 (意見)</p> <p>子どもの権利、12条への言及がないので、「子どもの権利条約」、特に第12条の意見表明権について、言及すべき。そのため、以下の「子どもの権利条約が定めていること」を、「こども基本法が定めていること」の前に追加することを提案します。また、「こども基本法が定めていること」の冒頭の内容を一部修正することを提案します。</p> <p>→子どもの権利条約が定めていること</p> <p>「児童の権利に関する条約」(以下、「こどもの権利条約」とします)は、基本的人権がこどもに保障されるよう国際的に定めた約束ごとです。世界中のこどもが、健康的に安心して自分らしく豊かなこども時代を送れるように世界の国々がともにつくりました。</p> <p>1989年11月20日の国連総会で制定され、2023年3月現在で196の国と地域がこの条約を守ると約束しています。日本の政府も1994年にこの条約を批准しています。</p> <p>こどもの権利条約は54条あります。条約の中でも特に重要な各条文にまたがる4つの一般原則があり、それは、1. 差別の禁止、2. 生命・生存の権利、3. こどもの最善の利益、4. 意見表明(参加)です。</p> <p>この4つのうち、参加に関して主だった権利を紹介します。</p> <p>こどもの権利条約第12条「意見を聴かれる権利」は、こども参加を支える理念です。また、意見を聴かれる権利は、こどもの権利条約の基本原則の1つとして、条約に掲げられた他のすべての権利とつながり、かつ切り離せない関係にあります。さらに、こどもにとって意味のある参加とは何かを明確に示す条文が他にもあり、いずれも第12条と結びついています。</p> <p>→こども基本法が定めていること</p> <p>令和5年4月に施行されたこども基本法(令和4年法律第77号)第3条1号から4号において、こども施策の基本理念として、「児童の権利に関する条</p>	<p>児童の権利に関する条約については、P5-6に記載しております。</p>
-----------	--	--

	<p>約」のいわゆる四原則にあたる、(全ての子ども・若者について、・・・) 考慮することが謳われています。</p> <p>(理由)</p> <p>子どもの権利条約、特に意見表明権は、子ども参加の事業の根幹であるため、冒頭での言及は必須と考えられるから。</p>	
同上	<p>P 2</p> <p>素晴らしいガイドラインですね。</p> <p>多くの自治体職員に理解、活用されることを期待します。</p> <p>その上で、以下を追加できないでしょうか</p> <p>FAQ：何をすればいいか</p> <p>まずは大人が子どもの権利、意見の尊重を理解し、子どもの話を聴くことを周知啓発していますか</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の点に関しまして、P 1 から P6 にかけて、意見を聴くことの意義や意見の尊重、子どもの権利について記載しております。</p>
同上	<p>P 4 「1つ目の意義」の文言修正：</p> <p>「…廃道が決まりました」を、「廃道が決まるなど、子ども・若者のニーズを施策に反映させることは、子ども・若者にとってだけでなく、よりよい社会づくりにもつながっています」に修正</p> <p>理由) 2つの事例をふまえて、「施策が実効性のあるものに」なり、「子ども・若者と社会にとって」大きな意義があることを説明するため。</p>	<p>以下のとおり追記しました。(P 4)</p> <p>子ども・若者のニーズを施策に反映させることは、よりよい社会づくりにもつながり、また子ども・若者の地域社会への愛着を育むことも期待されます。</p>
同上	<p>P 4</p> <p>枠内の「SA」とは何か？</p>	<p>以下のとおり追記しました (P 4)</p> <p>SA (単一回答)</p>
同上	<p>P 5</p> <p>枠内の「MA」とは何か？</p>	<p>以下のとおり追記しました (P 5)</p> <p>MA (複数回答)</p>
同上	<p>P 6</p> <p>本ガイドラインが「子ども・若者」とまとめて記載されていますが、乳児、園児、小学生低学年、高学年、中学生、高校生、大学生、勤労者等によって対応も方法もかなり変わるのではないかと思います。P6 で対象年齢を分類してはいますが、19 歳以上は年齢でわけのではなく、学生、勤労者、さらには、既</p>	<p>年齢や状況によって、対応や方法はさまざまであるのはご指摘の通りです。ガイドラインでは、意見表明機会の周知、テーマ設定、手法などにおいて、年齢や発達の程度、子ども・若者の状況に応じた工夫や多様な選択肢を用意することをお示ししています。</p>

	婚／未婚等での分類のが適切ではないかと思ひます。	
同上	P 6 FAQ〈どのようなこどもに政策について意見を聴けばいいですか?〉は、コラムの見出しと内容が対応していないので、見出しを〈どの年齢層のこどもに意見を聴けばいいですか?〉などと修正したほうがよいと思ひます。	以下のとおり修正しました (P 6) どのようなこどもに政策について どの年齢のこどもに意見を聴けばいいですか?
同上	P 6 - P 7 子どもたちの意見を「翻訳」する(本質的なニーズをくみ取る)ことの必要性が指摘されています。趣旨はわかりますが、そこには大人による一方的・恣意的解釈のおそれが生じることも否定できません。「翻訳」という言葉は用いず、 「おとなによる一方的・恣意的解釈にならないように十分配慮し、可能であれば意見を提出したこどもの真意をあらためて確認しながら、こどもから出された意見に示されている本質的ニーズをくみ取って具体化を図っていく」などとすることを提案します。	翻訳について以下の注釈を追加しました。(P 7) おとなによる一方的・恣意的解釈にならないように十分配慮し、可能であれば意見を提出したこどもの真意をあらためて確認しながら、こどもから出された意見に示されている本質的ニーズをくみ取って具体化を図っていくことを意味する。
同上	P 7 低年齢のこどもへの問いかけの例が記載されています。問いかけを否定はしませんが、低年齢層では、自分のまちで好きなところを絵にかいてもらう等をしてもいいのかと思ひます。	以下のとおり追加しました (P32) また、意見表明の方法についても本人の希望に応じて、書いて提示したり、絵で表現したりすることも考えられます。
第1章 はじめに 2. こども基本法上の「こども施策」とは?	P 8 (御意見) 「あらゆる部署の施策はこども・若者が当事者になり得る」とのことだが、あらゆる業務についても「声を聴かれにくいこども・若者の意見反映」が必要なような記載のように見える。全ての事業に特定の対象の意見を求めることはかえって差別ではないか。事業によっては一律にこども・若者向けのパブリックコメント等の意見聴衆の機会を設けることで足りるのではないか。 例えば、通学路にグリーンベルトを設置することは、通学路を利用する児童の意見は必要であるが、性的マイノリティや不登校の者等にわざわざ限定して意見を求める必要はないと考える。	具体的に、意見聴取のテーマをどのように設定するか、どのような手法で、どの程度の頻度でどの属性のこども・若者に意見を聴くのかなどについては、各府省庁や地方公共団体において、個々の施策の目的等に応じて、こどもたちの声や反応を踏まえつつ判断し、取組を進めていただきたいと考えています。

	<p>もちろん虐待を受ける者やヤングケアラーに関する施策等、特定の対象にアプローチするような施策についてはそういった問題を抱える者の意見を取り入れることは必要であるが、そういった者の意見反映に関しては複数自治体や都道府県で実施する等母数を大きくして匿名性を上げる等の工夫をガイドライン内に記載が必要ではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>町村の場合、こどもの同級生の親が行政職員、同級生が行政職員として就職した、学校が1校で例えば不登校の児童が数十年間で1名のみ等、「声が聴かれないこども・若者」にとって、知り合いだからこそ言い辛いことや、個人が特定されてしまう恐れがあるため言い辛いことがある。自治体任せにすると都道府県は各市町村で判断し計画策定をと言い、市町村もどの内容をどうやって連携すべきかわからず、とりあえず市町村のすべての事業に意見を求めておけば良いという安易な発想で、全ての業務に対し例えば「不登校のこどもの意見」欄や「性的マイノリティの意見」欄を設けるような配慮に欠けるようなことを実施する自治体が発生する恐れがあるため。</p>	
<p>同上</p>	<p>P 8</p> <p>〈2. こども基本法上の「こども施策」とは?〉では、本文2段落目の「こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業」を「こども・若者の今と将来の生活に【直接・間接に】影響を与える政策や計画、施策、事業」に修正する(【 】内を追加)と、さらによいと思います</p>	<p>ご指摘の点の前段で、「こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。」と記載しておりますので、直接的間接的とまで記載する必要はないと判断しました。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 1. こども・若者の意見を聴く場面や方法</p>	<p>P10</p> <p>(意見)</p> <p>こども・若者の意見を聞く場面や方法について、もっと具体的な例を記載していただけたらと思います。</p> <p>(理由)</p> <p>例えば、「ワークショップの開催」であればどのようなワークショップを開催すればよいのか?や、「イベントの実施」であればどのようなイベントを開催</p>	<p>本ガイドラインの資料集や、令和4年度の調査研究において、国内での様々な事例をご紹介しているので、ぜひご参照ください。</p> <p>URL :</p> <p>https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/591991ee-cbd3-4794-9a11-d9dfceb6e8f2/8a072004/20230324_councils_ikenhanei_pr</p>

	<p>すればよいのか、具体的に記載していただかないと、子どもの意見を聞くためにどのようなワークショップやイベントを開催すればよいのかイメージが湧かないため。</p>	<p>ocess_houkokusho_08.pdf</p>
同上	<p>P10 自治体の規模に応じて、一箇所ではなく、地域ごとに差があるため、地域のこどもの拠点（児童館など）において、ミニこども会議などを地域ごとに行い、子どもが参加しやすく、地域ごとの意見の聴取も必要</p>	<p>児童館などでも意見聴取が行われることは、P4 や P7 などに記載されています。</p>
同上	<p>P10 （意見 1） 会議体への参加や立上げ等の「継続的な方法」のデメリットとして、「周囲の意識的・無意識的な介入が起こり、結果としてこども・若者本人の意見が歪められたり、一部の人間の意見の代弁者になってしまう懸念がある」趣旨の記述を加えてはいかがでしょうか？ 収賄のような言葉は行き過ぎですが、自分の意見をこどもに言って貰おうと大人が働きかけることも考えられます。 （意見 2） 審議会・懇談会等への委員等としての参加について、他薦による任用を禁じてはいかがでしょうか？ こどもの声を入れる趣旨は理解しますが、まさにその声に意味を持たせるからこそ、その声を通じて自身の意見を反映させようとする個人・団体が出ることを強く懸念します。 前記意見 1 は任用後のこどもへの働きかけについて述べましたが、本意見 2 では最初の任用時点からそのようなことに繋がらないよう、行政の制度設計に求めるものです。</p>	<p>（意見 1） P25 に、意見表明の主体はこどもであり、ひとりの人として自由に意見を表明することができるようにすることが重要である旨記載しています。 （意見 2） あくまでガイドラインになるため、他薦による任用を禁ずることまで求めることは出来かねます。</p>
同上	<p>P10 第 2 章の 1 〈こども・若者の意見を聴く場面や方法〉では、「継続的な方法」のひとつに「こども・若者がモニター登録し、様々なテーマで対話やアンケートを実施」というものが挙げられていますが、それだけではなく、別途「→常設</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 本ガイドラインにおいてすべての箇所について詳細に記載することは分量の観点からも難しいため、ご指摘いただいた点についての記載は見送らせていただきます。な</p>

	<p>のしくみ」といった項目を設け、 「こども・若者が首長などに対していつでも意見を提出できるしくみの設置」 「国会や地方議会に対する請願・陳情のやり方の周知」 などを挙げておくべきかと思えます。前者の例としては、川崎市（神奈川県） 〈子ども・若者の“声”募集箱？君のつぶやきをきかせて？〉、大阪市（大阪府） 〈「こども・若者の声」を募集します〉などがあります（こうした手法の必要性は、p.31に掲載されている子ども・若者の声でも多数指摘されています）。 後者については、子ども・若者からの請願・陳情を処理する際、議会事務局や議員にもガイドラインに沿った配慮が求められることを強調しておくことが必要です。</p>	<p>お、本ガイドラインについては、各府省庁や地方公共団体における実践を踏まえ見直しを行っていくことを想定しております。いただいたご指摘については、今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 3. 企画する</p>	<p>P14 実際に意見を訊く相手が偏らないこと、を求めてはいかがでしょうか？ 現在の記載では、意見を訊く相手が偏らないよう、意見を訊く機会の設計を工夫することで対処するように求められています。しかしながら、どう設計しても、結果として一部のこどもや特定の属性を持ったこどもにヒアリング先が偏ってしまう可能性は排除しえません。 多様なヒアリング先に繋がるよう機会の設計を工夫することは求めつつ、同時に結果としてヒアリング先が多様であるかを確認してヒアリング先を調整することも求めてはいかがでしょうか？例えば、一次抽出したヒアリング先候補を過去のヒアリング先一覧と照らし合わせ、別件でヒアリングを行ったことがあれば新規のヒアリングを見送るなど考えられます。</p>	<p>ご指摘の通り、意見を聴く相手が偏ってしまう可能性は排除できないため、P14 から P15 にかけて多様なこども・若者に参加してもらう方法について記載しているところです。その方法をもとに、多様なこども・若者から参加してもらえるよう、各府省庁や地方公共団体で取り組んでいただきたいと思います。</p>
<p>同上</p>	<p>P14 （意見） 「個別に出向いて」のあとに「またはこどもの通う施設等を通じて」を追加 （理由）個別にアプローチが難しいこどもには、こどもの通う施設等を通じた意見聴取が有効と考えられる。</p>	<p>P35に「こども・若者が一定の場所に集まってもらう場合だけでなく、学校、児童館や青少年センター、児童養護施設等、こども・若者の活動の場や生活の場に行政職員等が出向く場合も考えられます。」と記載しています。</p>
<p>同上</p>	<p>P14 （意見）</p>	<p>何を説明するかについて限定的にならないよう、ご提案の追記は見送らせていただきますが、ご指摘の趣旨は、</p>

	<p>「説明することや」の前に「子どもには意見を聴かれ、正当に重視される権利があることについて」を追加 (理由) 「意見を表明してよい」ということと、「その行為が1人の人間としての権利として認められている」ということでは、子どもの受け取り方が違うと思われるため</p>	<p>その前の「全てのこども・若者が自分の意見を表明してよいということを理解できるよう」に含まれているものと考えています。</p>
同上	<p>P15 (意見) コラム内に「参加してもらおう」という表現を使う意識についての言及があればいいのではないかと？ 多様な子ども・若者が参加したくなるような工夫はありますか？などに変更するなど (理由) 根底に対等性がない「聴いてあげる」「聴いてあげる」の関係性になるから</p>	<p>以下のとおり修正しました (P15) 多様なこども・若者の参加を得るには七でもらうどうしたらよいでしょうか？</p>
同上	<p>P16 守秘義務を課せられないことから、守秘の発生しないテーマ・内容に限られる、ということを明記してはいかがでしょうか？</p>	<p>具体的に、意見聴取のテーマをどのように設定するか、どのような手法で、どの程度の頻度でどの属性のこども・若者に意見を聴くのかなどについては、各府省庁や地方公共団体において、個々の施策の目的等に応じて、こどもたちの声や反応を踏まえつつ判断し、取組を進めていただきたい。</p>
同上	<p>P18 (意見) 「安全・安心を確保する」の最後に以下の説明を追加。 【参考資料】「安心安全な子ども参加のための確認ポイント (https://www.savechildren.or.jp/sp/news/index.php?d=4194) このチェックリストは、子ども参加をきっかけとした負の影響が起こることを</p>	<p>本ガイドラインの資料集の中で記載しています。</p>

	<p>事前に分析・予防したうえで、子どもが自由かつ主体的に意見表明できるよう、対面集合型やオンライン形式のワークショップなどを想定し、主催者等が企画段階で、また企画実施の現場や最中に確認すべき特に重要な視点をリスト化したものです。さらなる確認ポイントの整理のためには、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン発行の「子ども参加における9つの基本的要件」 (https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/nine-basic-requirements-Japanese.pdf) もあわせてご参照ください。</p> <p>(理由)</p> <p>このリストは本ガイドラインに書かれている「安心・安全を確保する」という目的に沿ったものであると考えるため。</p>	
同上	<p>P18</p> <p>(意見と理由) こどもの未熟さや弱さに問題の主要因があるのではなく、問題はそれを誤用したり、こども見下したり、十分な安全体制をとらないままこどもを利用しようという大人側にあります。ここのセンテンスで、こどもはぜい弱だという認識を強調する必要を感じません。ここに限らず、こどもは脆弱で弱いからいろいろと配慮や対策が必要なのだという注釈が散見されますが、視点を逆転させ、大人側のあるべき姿勢や責任に焦点を当てた方が良いと思います。</p>	<p>以下のとおり修正しました。(P18)</p> <p>おとなと比べておとなに十分な理解や配慮が欠けていると脆弱な立場に陥りやすいことを認識しましょう。</p>
同上	<p>P18</p> <p>(意見)</p> <p>「けがや事故防止等の安全管理はもちろんのこと、」を次の文に差替える。 「けがや事故防止等の安全管理について、会場への移動時を含め、事故や病気、災害発生時の連絡先や対応策を明らかにし、参加する子どもや家族にも共有することが大切です。」</p> <p>(理由)</p> <p>「安全」に関しての具体的な説明が少ないため。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>本ガイドラインにおいてすべての箇所について詳細に記載することは分量の観点からも難しいため、ご指摘いただいた点についての記載は見送らせていただきます。なお、本ガイドラインについては、各府省庁や地方公共団体における実践を踏まえ見直しを行っていくことを想定しております。いただいたご指摘については、今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
同上	<p>P18</p> <p>「ポイント」を、以下のように修正：</p>	<p>以下のとおり修正しました。(P18)</p> <p>こども・若者に関わる職員等に「こども基本法」や「こ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者に関わる職員等に「こども基本法」や「こどもの権利条約」の周知をしている。 ・こども・若者のセーフガーディングの指針を定め、対応のための手順や体制を決めている ・セーフガーディングの一環として、事業実施にあたってはこども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。 <p>理由) 現行の1番目では職員に限定した書き方になっているが、説明の中には、幅広い「参加するおとな」が含まれるため「等」を追加し、幅広い対象にはまずは「周知」が重要であるため研修は削除。現行の2番目と3番目はいずれもセーフガーディングに関する内容であり、まずは指針や体制を決めることが先であるため順番を入れ替える。</p>	<p>こどもの権利条約」の周知や研修をしている。</p>
<p>同上</p>	<p>P18-19</p> <p>例えば以下のような形で、セーフガーディングとは何かについてまとめた説明を設ける：</p> <p>こどものセーフガーディングとは：こどもが関わる活動において、積極的にこどもの安心と安全を確保する取り組み。準備の段階で、関係者による虐待や搾取等、想定し得るリスクを洗い出し、内部通報制度を含む予防策や軽減策を検討構築し、それでも権利の侵害が生じた場合にはすぐに是正（対応）策をとること。</p> <p>参考) https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_childsafeguarding.html</p> <p>理由) 自治体の職員にとってセーフガーディングはまだ一般的ではないと考えるため。また、是正策や救済策に関する言及がないため。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。是正策等は「対策をとる」に内包しておりましたが、より明確になるよう以下の通り追記しました。(P18)</p> <p>取るべき予防策や軽減策を検討するとともに、権利の侵害が生じた場合には、すぐに是正策等の対策をとることが重要です。</p> <p>本ガイドラインにおいては、行政職員がその趣旨を理解しやいよう、言葉の定義としてではなく、こども・若者の安全・安心を守るために実践すべきこととして記載しています。</p>
<p>同上</p>	<p>P19</p> <p>(意見)</p> <p>第1段落の最後に以下の文の追加を提案します。</p> <p>「また、活動に参加して困ったことや嫌な思いをしたこども・若者がいたときに、相談できる体制の確保が求められます。」</p> <p>(理由)</p>	<p>以下の通り追記しました。(P20)</p> <p>臨機応変に対応できるスタッフを配置したり、相談できる体制を整えましょう。</p>

	子どもの相談窓口設定についての記載がないため。	
同上	<p>P19 (意見)</p> <p>子どもの個人情報の取り扱いについて、内部で取り決めるを行うこと、メディア対応について、また SNS での写真・動画・画像の撮影・私的利用などについての注意喚起について、説明がなかったため、2 段落目第 2 文「・・・共有しておくことが重要です。」の後に次の追加を提案します。</p> <p>「例えば、参加する子どもの名前や所属などは、誰とどの範囲で共有する必要があるか、慎重に取り決め、特に第三者や不特定多数の目に触れたり、子どもの権利や安全が脅かされる可能性がある場合は、ニックネームや仮名を使うことも検討することが大切です。また、意見を聴く場にメディアの取材が入る場合、取材目的と媒体、撮影範囲をよく確認し、子どもが取材を受ける際は、子どもが緊張・萎縮したり、不利益な状況にならないよう、取材の条件を検討しましょう。そして、子ども、大人、保護者を含む参加者などが、主催者の許可なく子どもの写真、動画、デジタル画像を撮影ないし私的利用しないこと（特に SNS 発信など）について、注意喚起をすることが必要です。」</p> <p>(理由)</p> <p>子どもの個人情報の取り扱いについて、内部で取り決めるを行うこと、メディア対応について、SNS での写真・動画・画像の撮影・私的利用などについて、子どもの権利・プライバシーの侵害の恐れがあるため。</p>	<p>メディア対応については、P19 において、こどもの安全・安心を守る意識を共有する対象として取材者を明記しています。また、こどもの名前や所属については、「ヒント「こどものセーフガーディング」に抵触する行動の例」のなかでも「個人を特定できるような情報を掲載する（写真、名前、居住地が揃う等）」と明記しています。</p>
同上	<p>P19 (意見)</p> <p>「こどものセーフガーディング」に抵触する行動の例のうち「肩を抱く等の身体的接触をする」を次に差し替える。</p> <p>「不適切な、あるいは、性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取る」</p> <p>(理由)</p> <p>性的言動やハラスメントについて、より明示的に書くことが重要と考える。</p>	<p>ご指摘いただいた点については、既存の記載よりも狭く捉えられる恐れがあるため、修正については見送らせていただきます。</p>

同上	<p>P19</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場になくても、SNS等を通して子ども参加の状況を伝えるおとなにも、セーフゲーディングを周知すること。 ・参加するおとなの募集・人選においても、子どもの安全・安心に配慮すべきであること（DBSのよう観点。可能であれば日本版DBSへの言及も含める）理由）子どもの安全・安心（セーフゲーディング）について、できるだけ包括的、具体的に伝えることが重要と考えるため。 	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>本ガイドラインにおいてすべての内容について網羅的に記載することは難しいため、ご指摘いただいた点についての記載は見送らせていただきます。なお、本ガイドラインについては、各府省庁や地方公共団体における実践を踏まえ見直しを行っていくことを想定しております。いただいたご指摘については、今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
同上	<p>P20</p> <p>ファシリテーターの講習は、子ども家庭庁が行うものか。自治体で講習を受けてほしいのか、子ども家庭庁が今後養成していくのであれば、それに参加してほしいなど、わかりやすく示してほしい。</p>	<p>以下の通り追記しました。(P21)</p> <p>子ども家庭庁は、子ども・若者の意見表明をサポートする「子ども意見ファシリテーター」を養成するためのモデルプログラムを作成する調査研究を令和5年度に実施しました。今後子ども家庭庁において、モデルプログラムに基づく養成講座を実施していく予定です。詳細は随時子ども家庭庁ホームページ等で公表しますのでご確認ください。</p> <p>コラム 子ども意見ファシリテーター養成講座モデルプログラム</p> <p>子ども家庭庁は、ファシリテーターを養成するためのモデルプログラム・教材を作成しました。講座の内容は、傾聴力と質問力を磨き、模擬会議を通して子ども・若者の意見表明をサポートするファシリテーションを学ぶものです。事前学習の教材と合わせて、ファシリテーションのスキルだけでなく、子ども・若者との関わり方を含めて丁寧に学べる内容となっています。</p>
同上	P20	代弁者は、P63に示す役割を担う人材を想定していま

	<p>代弁者、サポーター、ファシリテーター</p> <p>私が参加したいけんひろばでは、代弁者が置かれていなかったが、なぜいけんひろばでは代弁者を置かなかったのか。私が参加した回にいなかっただけなのか。資料を読んでいて、代弁者、サポーター、ファシリテーターの区別がよくわからなかった。サポーターの説明には具体的にこのような職に就いている人とか、ファシリテーターの説明であれば、全世代を対象にしたいけんひろばでは、大学生を配置するなどもう少し明確に示してほしい。</p>	<p>す。P20 に例示している人材についても一例として例示しているもので、その名称や役割は個々の取組によって様々です。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 4. 事前に準備する</p>	<p>P23 (意見) 「こども・若者の意見を聴く目的や意見の取り扱い」のあとに「ジェスチャー等を含め、こどもの声を聴く際の望ましい姿勢や望ましくない姿勢」を追加 (理由) 目に見える形での大人の聴く姿勢に統一感が無いと、同じ会場内であっても、こどもによって聴く側の当たりはずれが生じてしまい、そのことがその後の活動の継続に影響を及ぼしかねないため。</p>	<p>ご指摘いただいた点は、P29 の①意見を聴く姿勢の中で記載しています。</p>
<p>同上</p>	<p>P23 (意見) 「合理的配慮」という言葉を「多様なニーズへの配慮」に置き換える。 (理由) 「合理的配慮」は 障害のある人がそうでない人と同等の権利や機会をもてるよう保障するためのものであり、義務でもある。ここでは「合理的配慮」よりも広い意味での配慮のことが言われているため、「多様なニーズへの配慮」とするのが適当。</p>	<p>以下の通り修正しました。(P23) 多様なニーズへの合理的配慮 (他の部分も同様に修正)</p>
<p>同上</p>	<p>P26 意見の募集に際して準備した資料は公開することを基本としてはいかがでしょうか？ 様々な効果が期待できますが、例えば意見を募集されていない子供がその課題に関して考えることができるということも1つの大きなメリットです。</p>	<p>こども・若者に広く情報提供することは大切なことと考えています。個々の資料の公表については、各行政機関でご判断いただきたいですが、こども家庭庁で実施している「こども若者★いけんぷらす」では、事前説明資料を公開しています。</p>

同上	<p>P26 (意見) 「やさしい言葉を用いたり」の後に「必要がある地域では外国語に翻訳したり」を追加 (理由) 日本語では理解が難しい子どももいるため</p>	<p>ご指摘いただいた点については、P62において、通訳や多言語資料、翻訳機等を活用して伝達方法を工夫することが大切である旨を記載しています。</p>
同上	<p>P27 (意見) 「どんな意見でもいいから」を「安心して気持ちや考えを話してほしいこと」の前に追加 (理由) 「社会を変える可能性がある」ことを強調すると、子どもは正解しか言ってはいけないものと思いがちになる。「どんな意見でもいいから」聴くという姿勢が重要である。</p>	<p>ご指摘いただいた点については、P29において、子ども・若者が期待されていることを言おうとしたり、本音を聴くことが出来なくなる場合があることを記載し、おとなは子ども・若者が意見を表明するサポート役に徹するよう記載しています。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 5. 意見を聴く</p>	<p>P29 (意見) 2段落目の第1文を「子ども・若者の中には、おとなが期待していることを敏感に察知して・・・聴くことができなくなってしまうという人もいます」と修正 (理由) 子どもは・・・できないものという偏った認識。</p>	<p>以下の通り修正しました。(P29) 子ども・若者は、おとなが期待していることを敏感に察知して期待されることを言おうとしたり、黙ったりしてしまう人もおり、その場合は、子ども・若者の本音を聴くことができなくなってしまう。</p>
同上	<p>P30 (意見) 「意見反映のためのポイント」中、「どのような意見でも受容される」を「お互いに安心安全のルールにのっとたうえで、一人一人の意見が受容される」に修正。 (理由) 和やかな雰囲気意見を受容されることの重要性は賛成ですが、「どのような</p>	<p>以下の通り追記しました。(P31) なお、参加者一人一人が参加したことによって傷ついたりすることがないように、ファシリテーターや主催者は、差別的・侮辱的な発言があった場合には適切な対応をとることが必要です。</p>

	意見も」とは言えず、差別的・侮辱的な意見やルールを大きく逸脱したものには適切に介入していく枠組みも同時に必要	
同上	<p>P30</p> <p>聴き方や聴く環境について</p> <p>意見</p> <p>ネガティブな感情も受け入れられることを保証して欲しい</p> <p>言語化している部分だけを見るのではなく、その背景にある感情やニーズを引き出してもらえらる関係性とコミュニケーションを意識して欲しい</p> <p>意見を言っていて楽しいと思えているか、聴く側が意識する</p> <p>理由</p> <p>「否定しない」とよく言われるが、自分との違いに違和感を感じても、「相手を否定しない」と思うと違う自分の意見が言いにくいから</p>	P30において、どのような意見でも受容されることを記載しています。
同上	<p>P35</p> <p>(意見)</p> <p>対面の特徴のメリットに以下を追加</p> <p>「テーブルや椅子の配置などを含め、こどもが安心・安全を感じられるよう会場レイアウトに柔軟性を持たせることができる」</p> <p>(理由)</p> <p>対面方式は、同じ場所で顔を合わせて話をすることから一体感を持ちやすく、且つ子どもにとって話しやすい環境整備の工夫が行いやすい形態であることを強調するため</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>本ガイドラインにおいてすべての内容について網羅的に記載することは難しいため、ご指摘いただいた点についての記載は見送らせていただきます。なお、本ガイドラインについては、各府省庁や地方公共団体における実践を踏まえ見直しを行っていくことを想定しております。</p> <p>いただいたご指摘については、今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
同上	<p>P36</p> <p>(意見)</p> <p>「審議会、懇談会等へのこども・若者参画と工夫」中、「委員の服装をスーツにせずカジュアルにする。」の下に以下を追加</p> <p>「委員がこどもに目線を合わせ、こどもに対して柔和な態度を取るようになる。」</p> <p>(理由)</p>	本ガイドラインにおいては、おとな側が自身のパワーバランスを自覚したうえでこども・若者と接するように全体の文脈で記載しております。そのため、ご指摘いただいた箇所への記載については、見送らせていただきます。

	服装など目で見える部分も大事だが、それ以上に子どもたちは、一人ひとりの大人のこどもの話を聴く姿勢から大人の真剣度を読み取るため	
同上	<p>P36 (意見) オンライン使用について注意する点についても記載が必要なため、「?工夫をしましょう。」の後に以下の文章を追加 「また、背景の映り込みや、周囲の生活音など、メディア利用によるリスク予防について子どもたちと話し合ったり、安全性を高めるためのルール(例:背景を隠す機能やイヤホンの利用、名前の標記をどうするかなど)についての検討が必要です。」 (理由) オンライン使用について注意する点についても記載が必要なので。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 本ガイドラインにおいてすべての内容について網羅的に記載することは難しいため、ご指摘いただいた点についての記載は見送らせていただきます。なお、本ガイドラインについては、各府省庁や地方公共団体における実践を踏まえ見直しを行っていくことを想定しております。いただいたご指摘については、今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
同上	<p>P37 (意見) 「日本語理解の程度」を「発達の程度」のあとに追加 (理由) 外国ルーツの子どもたちへの配慮を要する</p>	<p>ご指摘いただいた点については、P67における、インクルーシブな場にするための工夫の点で記載しています。</p>
同上	<p>P37 (意見) アンケートのデメリットの第1点目「・・・伝わらない。」の後に「また、回答者を後追いで個別に話を聞くことも難しい」を追加 (理由) 特に匿名のアンケートであれば、背景や理由について更に深堀をしたくても、回答者個人を特定して改めて話を聞くことは難しいため</p>	<p>ご指摘いただいた点については、P37のアンケートのデメリットの「意見の深堀りが比較的難しい」に含まれています。</p>
同上	<p>P38 (意見) 「安心して意見を言える」を「安心して自分の意見を言える」に修正 (理由)</p>	<p>ご指摘いただいた点の後に「複数の人がいる話し合いの場では言えなかった、追加でいいたいことがある、言ったことを変えたい、嫌だったこと等、その場では聴けない声が聴かれることがあります」と記載しています。</p>

	安心して意見を言えるだけでは、それが必ずしも子ども自身の本心だとは限らないから	
第2章 意見反映のプロセスと進め方 6. 意見を反映する	P40 「すべて」は「全て」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	以下のとおり修正しました（P41） 全てすべて のこども・若者について、 （他の部分も同様に修正）
同上	P40 意見の反映方法 P43 フィードバックをする 届いた意見は、反映するしないにかかわらず、そう対応も含めて公開されるべきと考えます。 現在の記載では、反映した意見は公開する、すべての意見とそれへの対応は意見したものにはフィードバックする、となっており、例示するパブリックコメントのように一通り公開することを努力義務として記載してはいかがでしょう。	以下のとおり修正するとともに、注釈を追加しました。 （P41） 反映した上で、 反映できなかった意見を含めてフィードバックとして 、文書等に記載して公開しましょう。 （注釈） 反映できなかった意見については、なぜ反映できなかったのかを含めてフィードバックをするようにします。
同上	P41 意見を反映するということ 意見と理由 彼らの意見を聞こうとして待っていても、彼らは意見をいいに来るはずがない 彼らには関係のないことだから 彼らに関係のあることだと思っているのは、行政の側だけのことであり、彼ら自身はそう思っていない 行政はまずそれを前提にする必要がある そのうえで彼らの意見を反映するためには、まず行政が彼らのもとに足を運ぶべきだ 待っていても来るわけがないのだから、まず行政が彼らのところに関係をつくりにいかなければならない 彼らが、この人は、この人の知っていることは、自分たちに関係がありそう	P14 には、意見を言うことへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者がいること、様々な機会をとらえて説明することや興味関心を引くような工夫が必要であることを記載しています。 また、P35 では、行政職員等がこども・若者の活動の場や生活の場に出向いていく手法についても記載しています。

	<p>だ、と思ってもらわなければならない</p> <p>そのために行政は学校に、学童に、部活に、公園に、子ども達が集まる場所に顔を出して</p> <p>彼らと関係を持たなければならない</p> <p>そうしてはじめて彼らは行政を、行政のいっていることを「自分たちに関係があること」として受け入れてくれるだろう</p> <p>意見の反映はその次のステップである</p> <p>何がわからないかもわからないから、わからないとこあったら言ってと言わないで欲しい</p> <p>意見がない子もいる、きづいていない場合もある</p> <p>意見を言ったとて、同調圧力や力関係の中で「言わなければよかった」と思うことがある</p>	
同上	<p>P42</p> <p>FAQ〈Q 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか?〉への回答のなかで「こども・若者にとって一番良いことは何かを考えること」とあるのは子どもの最善の利益の原則を念頭に置いたものと考えられますが、このような表現では、子どもの権利条約の一般原則およびこども基本法の基本理念である同原則の説明としては不十分です。きちんと「子どもの最善の利益」という表現を用い、</p> <p>「可能なかぎりこどもの利益を追求してこども・若者の意見を施策に反映するよう努めるとともに、他に考慮しなければならないことのためにこども・若者の意見を全面的に反映させることができない場合には、その理由と結論に至る考え方を説明し、対話する過程をつくることです」</p> <p>といった説明にすることが求められます。あわせて、国連・子どもの権利委員会の一般的意見 14 号（自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利（第 3 条第 1 項）、2013 年）にも言及しておくのがよいでしょう。</p>	<p>P1 において、</p> <p>「こども・若者の最善の利益（こども・若者にとって最も良いこと）」</p> <p>と記載しており、最善の利益と最もよいことが同義であることを明らかにしています。</p>
同上	<p>P42</p> <p>「FAQ 聴いた意見はすべて反映しなければいけませんか?」の「ヒント」に、</p>	<p>ご提案ありがとうございます。</p> <p>該当部分は、どのように反映に向けて検討を進めていく</p>

	<p>以下の事例を追加： ヒント：反映できない理由を説明する こどもの視点でまちづくりを考えるニセコ町の「子ども会議」は、管理職および特別職（町長・副町長・教育長）が原則全員参加し、通常の町議会と同様に実施される。こども議員からの一般質問で提案された多くの事業が実現しているが、実現が難しいものに関しては、職員が事前に回答を準備し、予算や体制など実施できない理由をわかりやすく説明している。（北海道ニセコ町） 参考） https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/machizukuri_jorei/kodomo_sanka/kodomogikai/ 理由）こどもに直接説明する事例として参考になると考えるため、複数の事例が望ましい。</p>	<p>かという趣旨であること、また本ガイドライン全体の事例のバランスの観点で、記載は見送らせていただきます。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 7. フィードバックをする</p>	<p>P43 フィードバックについて いけんひろばに参加してフィードバックがあることは知っているが、参加した人全員に届いているかというところではないと思う。自治体などでも意見を聞いたからには、参加した人に対してメールなどでフィードバック資料を送るなど工夫が必要であると考えます。</p>	<p>以下のとおり、追記しています。（P44） その際は、意見を聴いたこども・若者にしっかりと届くように工夫することが大切です。 なお、こども家庭庁で実施している「こども若者★いけんぶらす」においても参加者全員にフィードバック資料を送付しております。</p>
<p>第2章 意見反映のプロセスと進め方 8. 予算や体制をどうするか</p>	<p>P45-46 「こども・若者の意見を実現するための予算を用意している事例」に以下を追加： 子どもが主体になって実現させることを前提に、企画内容が認められた子どもの提案に対する補助金として予算措置が行われている。行政課題の解決につながるプランには、1件あたり上限50万円の補助金が支給される。（東京都町田市） 参考）https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/4/2/2/machidawakamono.html 理由）こども・若者が事業の実施まで関わる予算確保の事例も参考になると考</p>	<p>以下のとおり追記しています。（P46） ●こどもが主体になって実現させることを前提に、企画内容が認められたこどもの提案に対する補助金として予算措置が行われている。行政課題の解決につながるプランには、1件あたり上限50万円の補助金が支給される。（東京都町田市）</p>

	えるため。	
同上	<p>P47 (意見) 「すべての部署に適用される指針を作成して」を「継続的にこども・若者の意見を聴き」の前に追加 (理由) 名古屋市役所の「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」のように、すべての部署に適用される指針を作成することは庁内の意思統一のために重要であると考えため。</p>	<p>分かりにくい説明になっていた部分の修文も含め、該当部分を下記の通り修正しました。(P47) こども・若者の参画を中心に担う部署を決め、定期的にアンケートにより庁内のこども・若者参画の進捗状況をその部署が把握し、継続的にこども・若者の意見を聴き、反映する取組を庁全体で推し進めていくことを行っている自治体や、庁内全体で意義の理解や取組が進むよう職員に向けた指針を作成している自治体もあります。</p>
同上	<p>P47 (意見) 次のとおり「人材確保や外部連携」に【人材確保】に関する項目を新たに追加 こどもの声を聴く人材に求められる要件の例として、1. 子どもの権利について理解をし、子どもの話を聴く大人として、子どもの声を尊重する姿勢を培い維持すること、2. 子どもの発達段階や養育環境など、子どもを取り巻く様々な環境についての理解と知識を有し、また必要な場合には然るべき組織に子どもを繋ぐためのネットワークや知識があること、3. 子ども参加におけるセーフガーディングについて、理解・実践ができることなどが挙げられます。 また、そのような人材を地域内で確保するためには、1. 仕事としての安定性(常勤・非常勤・年代を問わず) 2. 専門性の明確さ(勤務場所や形態に関わらず、基盤となる考え方や方法論を共有する) 3. 継続的なスキルアップのためのコミュニティの存在などが必要であり、地域内でこのような人材に継続して業務にあたってもらうためには、そのための十分な予算の確保が必要です。 (理由) 継続して子どもたちの声を聴き、その声を施策に反映させていくためには、専門的スキルを持った人材の雇用と、その人材の確保が必要であるため。</p>	<p>P18～P19の「安全安心の確保」や「実施体制をつくる」を中心に、本ガイドライン全体を通してご指摘いただいた点を踏まえたガイドラインになっているものと考えますので、本ガイドラインにおける掲載は見送らせていただきます。</p>

<p>同上</p>	<p>P47 (意見) 「・・・出向者を活用している例もあります。」を次のとおり修正。 「出向者を活用している例や、地域団体、民間企業などと連携している例もあります。」 (理由) 外部連携先の説明が、行政組織の中での担当部課以外を主に指しているような説明文に見えます。しかし下表の「取組状況」グラフには地域団体なども入っていますし、実際に民間などの組織との連携も重要だと考えます。</p>	<p>アンケート結果をもとにした例示であるため、記載は見送らせていただきます。</p>
<p>同上</p>	<p>P49 (意見) 「改善点を整理しましょう」の後ろに次の文を追加 「また、特に子ども参加については数値目標で目標を達成できたかを判断するのではなく、施策に携わった子どもの声やその後の変化なども、評価指標とする。」 (理由) 原文のままでは、定性的に何を評価するのかの評価指標が不明確であるため。</p>	<p>評価にあたっては、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」においても、「こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究」の中で、「こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果にかかる評価について、仕組みの構築に向けて取り組む」とされており、その取組結果を踏まえて今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>同上</p>	<p>P49 「評価」の項目へ、以下のような事例を追加： チェックリストを用いた評価の事例（東京都町田市） ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業では、10の大項目から構成されるチェックリストが採用されている。そのうち、こども・若者の意見反映についての項目には、「子どもに影響を与える事項について子どもたちが差別なく相談されることが図られているか」等、7つのチェック項目があり、評価ができるようになっている。ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業に取り組む町田市では、このチェック項目に対して設定した独自の基準に基づき評価を行い、次年度の改善が行われている。</p>	<p>評価にあたっては、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」においても、「こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究」の中で、「こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果にかかる評価について、仕組みの構築に向けて取り組む」とされており、その取組結果を踏まえて今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>

	理由) 他の項目と同様に、事例やヒントがあることで、より実行性のあるものにできると考えるため	
第3章 声を聴かれにくい こども・若者の 意見反映 1. 声を聴かれ にくいこども・若 者を考慮する	<p>P51 (意見) 表の修正を求めます。 具体的には、表から「こども・若者の例」の列をなくし箇条書き等で別に示した上で、「声を聴かれにくいポイント」と「声の聴かれにくさの例」のみで構成した表を挿入することを提案します。 それに伴い、「声の聴かれにくさの例」の表現上の修正も求められると思います。その際、「育ってきた経験によって、自分がどんな気持ちか分からなくなるまで感覚自体が失われており、“麻痺”していることもある」など、表現も見直していただきたいです。</p> <p>(理由) 51頁に「声を聴かれにくいこども・若者が直面している課題は複合的であるため、声を聴かれにくいポイントが複数ある場合があります。各カテゴリーに記載されているこども・若者の例は該当すると考えられる属性の一部であり、該当する全てのこども・若者を網羅できているわけではありません」と記されているように、表の通りにきれいに整理できるものではないと思います。大事なのは、こども・若者一人ひとりと向き合い、配慮ができるようなガイドラインを示すことだと思います。このことは、既に52頁でも「一人の人として接することが大切です」「属性に囚われず、そのこども・若者に応じた環境を整える必要があるます」と書かれています。 そのため、現在の表のように整理されていることは、かえってこども・若者を「属性」によって形式的に判断することを促進することが懸念されます。 また、「1.声を聴かれにくいこども・若者を考慮する」という節のなかで示されているにも関わらず、あまりにも「配慮」に欠けた表現であると言わざるを得ません。</p>	<p>御意見のとおり、属性によって形式的に判断されてしまうリスクが考えられる一方で、どうして意見を聴かれてこなかったか、どういった弊害があったのかを示すことも重要だと考えております。 そのため、属性による特徴は示しつつも、P52に記載のとおり、こども・若者が直面している課題は複合的であることやP53にあるとおり一人の人として接することの重要性について明記するようにしています。 実際に運用する行政職員側が配慮するにあたっては、課題と解決を分かりやすくするよう記載する必要があるため、このようにしております。</p>
同上	P52	ご指摘いただいた点については、有識者や支援者からの

	<p>(御意見) 逆境的小児期体験（Adverse Childhood Experience : ACE）の影響を表現する言葉として、「感覚自体が失われている、麻痺している」という表現は適切ではなく、差別的ですらある。また、実際にヒアリング実施する際の体制について明記すべきである。</p> <p>(理由) p.51 に示す「特別な配慮」の具現化には、発育・発達や精神医療、ソーシャルワーク等の援助技術を背景に有する必要がある、子どもからの意見聴取にあたっては専門家による実施が不可欠である。</p>	<p>意見をもとに掲載しており、そういった場合もあるという例として記載していますが、「麻痺」という断定的な表現は削除し、「感覚自体が失われていることもある」としました。</p>
同上	<p>P51 (意見) 外国人のこども・若者を「外国ルーツのこども・若者」に修正 (理由) 親のいずれかが外国出身者の子どもで日本語の読み書き・理解に困難を感じている子どもは外国籍とは限らず、日本国籍の場合もあるから。</p>	<p>外国人のこども・若者の表記にあたっては、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」においても、「外国人のこども」と表記しておりますので、外国人のこども・若者と表記させていただきます。</p>
同上	<p>P52 (意見) 「これまでの意見表明機会のづくり方」の前に以下を追加 「まずは地域内の子どもの割合や子どもが持つ背景、アクセスなど参加の地理的な制限など自地域の実態について調査を行った上で、」 (理由) まずは現状の正しい把握が必要であるため</p>	<p>ご指摘の点を記載した場合、ガイドラインにおいて調査を前提とすることを求めてしまい、各府省庁や地方自治体の取組を困難にさせる恐れがあるため、本ガイドラインにおける記載は見送らせていただきます。</p>
第3章 声を聴かれにくいこども・若者の意見反映 3. 意見を聴く姿勢、工夫や配	<p>P54 意見と理由 「居場所がないこども」という表現に注意が必要 子ども自身がどこを居場所と感じているかは、子ども自身が決めること おとなが「この人は、どこにも居場所がない人」だと決めつけて対応してはいけない</p>	<p>ご指摘の通り、居場所とはこども・若者が居場所と感じているかどうかで判断されるものであり、物理的な「場所」だけを指すものではありませんが、該当部分では意見を聴くための接点となり得る支援団体等との繋がりのないこども・若者を指しているため、ご意見を参考に以下の通り修正しました。(P54)</p>

慮	<p>話す・話さないも本人が決めることであって、居場所がない＝話せないという誤解が生じてしまわないか懸念する</p> <p>今では SNS を使った相談事業も広がっており、知らない人だから話せる場合もあるので、子どもや若者が安心して使える選択肢を多く用意する必要があると考える。また、この表現自体に違和感がある</p> <p>「話したくて話せる場がない子ども・若者」「居場所がないと感じている子ども・若者」などの表現にしてほしい</p>	<p>「居場所や話せる場がない子ども・若者」</p> <p>そうした居場所等とつながりがなかったり、話せる場がない子ども・若者に意見を聴くことも大切で、そういった存在も意識することが必要です。</p>
同上	<p>P55</p> <p>「聞く」は「聴く」のほうがよいのではないか。</p>	<p>以下のとおり修正しました。(P55)</p> <p>②意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴く聞かための工夫が特に必要な子ども・若者</p>
同上	<p>P55</p> <p>「表明していなくても、意見をもっていることを理解する」</p> <p>子ども・若者が主体的に何か行動が見れた時は、意見を表明していなくても、意見や想いがあるのかもしれない事を認識し、寄り添いながら待つ事も大切だと考えるが、おとなが主体的に聞き取りと行った場合、必ずしも意見があるとは限らないし、話さない事を選択する場合もある。聞くための工夫において、誰が主体であるかを認識する必要があると考える</p>	<p>P29 に話したくないことは話さなくて良いことについて記載しています。</p>
同上	<p>P56</p> <p>(御意見)</p> <p>「乳幼児を一人の人間として尊重し、意見を言えないと決めつけない、生きている時間軸や身近な内容に寄せて考える」と記載されているが、「乳幼児」と言う言葉で、「乳児」と「幼児」を一括りにすることは「幼児」の尊厳を傷つけるのではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>幼児は「赤ちゃん」と呼ばれるのを嫌う児童もおり、自分自身の年齢や発育に誇りを持っている。一括りにするのは幼児に対して配慮に欠けるため。</p>	<p>P52 において、乳幼児期の子ども（0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児）と細かく分けて表記しています。</p>
同上	<p>P58</p> <p>(意見)</p>	<p>ご指摘の点の文脈上、支援者に同席してほしいかどうかは、その当事者によって違うことを記載していることか</p>

	<p>「必ず確認しましょう」を「必ず子ども自身に確認しましょう」に修正 (理由) 原文のままでは、確認の対象が明確でないため。</p>	<p>ら、当事者に対して確認することは明らかですので、ご指摘の点の記載は見送らせていただきます。</p>
同上	<p>P58 (御意見) 「ヤングケアラー：本人の意思を確認せず、相談内容を家族に伝えてはならない。また、家族の状況を周囲に知られたくない場合があるため、関係機関に連携して良いか否かは、本人や保護者の同意を求めることが必要」とあるが 「ヤングケアラー：本人の意思を確認せず、相談内容を家族に伝えてはならない。また、家族の状況を周囲に知られたくない場合があるため、関係機関に連携して良いか否かは、本人の同意を求めることが必要」と変更して保護者を削除したほうがよい。 (理由) ヤングケアラーの場合、本人と保護者の利益相反がある可能性が高いため関連機関への連携は本人の同意のみでできるとしたほうが子供の利益を守れると思われる。</p>	<p>本ガイドラインでは、保護者の同意を必須とはしていない意図で、「本人及び保護者」ではなく、「本人や保護者」としています。</p>
同上	<p>P60 (意見) 「参加者の募集・準備」の1項目として、「交通費の支給」も追加を提案します。 「交通費の支給 家庭環境や経済的理由などによって一部の子ども参加機会が奪われないよう、対面型の参加の場合は交通費の支給を行い、どんなバックグラウンドの子どもも参加できる環境を整えることが大切です。」 (理由) 家庭環境や経済的理由などによって一部の子ども参加機会が奪われないため。</p>	<p>多様な子ども・若者が参加できるよう、交通費を支給することはひとつの手段と考えられますが、交通費を支給することは、各府省庁や地方自治体において状況を踏まえて判断するものですので、本ガイドラインにおける記載は見送らせていただきます。なお、P45の「子ども・若者の意見を聴くためのかかる費用の例」に、参加者・保護者等の交通費を記載しています。また、子ども家庭庁で実施している「子ども若者★いけんぷらす」では、会場までの交通費を支給しています。</p>

同上	<p>P67</p> <p>「学校では話しやすい教職員？」</p> <p>学校との連携がもっとも容易であることは理解できるが、学校で子どもたちから意見を聞くと、どうしても大人の主観や思いが入ってしまう。また、意見を聞いても教職員間で共有されることが多い。守秘義務もあり、大人の主観は入りにくいと考えているかもしれないが、学校と連携して意見を聞く時の注意点も記入してほしい。</p>	<p>学校との連携が容易であることを示すためだけでなく、学校での意見表明の際の一手法を紹介しています。一方で誤解を与えるような表現であったことから、以下のとおり修正しました。(P67)</p> <p>学校においては、話しやすい教職員をこどもが選択できる</p>
同上	<p>P67</p> <p>「多様な意見表明手法や体制」に乳幼児の意見の聞き方について喃語などが示されていたが、教育関係者でも喃語がわかるのは幼児教育に携わる人でないとわからないと思う。各府省の人であれば勉強しているため、わかるだろう。しかし、地方自治体の職員は日々他の業務に追われ、教育に全く知識のない人もいる。子ども家庭庁の中でもこども家庭庁の仕事に付かなければ知らなかったこともあると思う。庁の中でもこども施策に関わっていない人（経理など大人の仕事）から意見をもらうなどして、子どもに興味のない人、関わりが少ない人が読むことを想定して喃語に限らず、語句の説明がもう少し必要であると考ええる。</p>	<p>用語については、読者にとって分かりづらい用語を中心に注釈をつけて補足をするようにしております。</p>
同上	<p>P67</p> <p>(意見)</p> <p>「多様な意見表明手法や体制」の一項目として、「子どもと同じ活動に従事しながら意見を聴取する」を追加</p> <p>(理由)</p> <p>子ども食堂に通う子どもと食事を共にしながら意見を聴く、野外活動で一緒に焚火をしながら意見を聴くなどの方法をとっている自治体があり、有意義な実行と考えるから。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>本ガイドラインにおいてすべての箇所について詳細に記載することは分量の観点からも難しいため、ご指摘いただいた点についての記載は見送らせていただきます。なお、本ガイドラインについては、各府省庁や地方公共団体における実践を踏まえ見直しを行っていくことを想定しております。いただいたご指摘については、今後の見直しの検討の参考にさせていただきます。</p>
同上	<p>P67</p> <p>(御意見)</p> <p>「ルビを付す」と書かれているが、ルビがあることがかえって外国人の文書へ</p>	<p>ルビを付さないことによって、かえって外国人のこども・若者にとって理解が難しくなる場合もあるため、修正については見送らせていただきます。</p>

	<p>の理解を阻害する恐れがあるのではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>最近ルビを付すものが増えてきているが、Google 翻訳のような写真を撮って翻訳するものである場合、ルビが邪魔になり上手く翻訳できないことがあるため。</p>	
その他	<p>本書自身もガイドラインに沿って、「こども・若者の意見」を聴いたものにして欲しい。ガイドラインに記載の「多様なこども・若者の意見を聴く在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」などの資料も拝見したが、直接的に「こども・若者の意見」を聞く機会を設けていることが確認できなかった。せめて、本ガイドラインの作成段階で、そのガイドライン(案)を実践して、さまざまな自治体等の活動の見本となる活動にして欲しい。「ガイドラインの対象と目的」にも、「各府省庁や地方自治体の職員を対象」と記載されており、本ガイドライン(案)の作成を実施しているこども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)室の担当者も対象であると思います。</p> <p>本P 1に記載の「なぜこども・若者の意見を聴くのか」を参考にして欲しい。P43 記載の「こども・若者にやさしい資料づくり」となっていますが、本ガイドライン(案)がそのようになっているか？さらに7章で記載されているフィードバックをして欲しい。</p>	<p>本ガイドラインについて「こども・若者の意見」を聴くべきとの意見と理解しました。</p> <p>令和4年度の調査研究事業において、意見反映プロセスの在り方についてこども・若者から意見を聴取しており、これを踏まえ、ガイドラインの内容にも反映しております。また、第3章については、令和5年度の調査研究事業において、多様なこども・若者にヒアリングを実施しており、そこで聴いた声を踏まえて作成しています。</p>
同上	<p>こども・若者から直接聴くだけでなく、こども・若者を身近に感じている幼稚園職員、教職員、看護職員、両親、学識経験者、自治体こども関係部門などから間接的にこどもの意見を聴く方法、注意事項などを明記して欲しい。</p>	<p>P63 において、代弁の在り方について記載しております。</p>
同上	<p>内容が充実していて、こどもの意見反映に取り組もうとしている自治体や課にとって活用しやすいガイドラインという印象を受けました。こどもの意見反映の担当課だけでなく、他のこども・子育て施策担当課やこども施策とは直接関係のない課も、こどもの意見反映に興味を持つことで、取り組みが広がっていくと思います。そのため、このガイドラインの簡易版がほしいと考えます。具体的な聞き方については詳しい方を読めば良いと思うので、簡易版では、こど</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の点に関しまして、別途概要版を作成しており、そちらも合わせて周知していきます。</p>

	もの意見を聞くことの意義やメリットの記載に重きをおいてほしいです。	
同上	<p>第一章において、意見聴取は子どもの意見表明権及び子どもの意見を聴かれる権利の保障であることを明記すべきである。</p> <p>子どもの権利行使であることを理解していないと、おとなが子どもを利用することになる危険性がある。また、子どもに意見を聴く際に、権利であることを伝えることで、子どもが自己の権利を知ることに繋がるため。</p>	<p>P5 から P6 にかけて児童の権利に関する条約について記載しております。また、P5 には以下の文章を追記しました。</p> <p>こども・若者に影響を与える施策について、こども・若者自身の意見が聴かれ反映することは、こどもの意見表明権を保障することの契機になります。</p>
同上	<p>不登校・ひきこもりのこども・若者とご家族支援をしている心理職です。</p> <p>案を拝見して、声を聴かれにくいこども・若者の意見反映についてしっかり検討いただけていることをとても心強く思いました。記述いただいている通り、こうしたこども・若者が抱える困難は個人の責任ではなく社会課題であり、その解決には当事者の声を聴くことが不可欠であること、彼らの意見を聴こうとするプロセス自体が彼らの成長と支援につながることは、ぜひガイドラインを読む行政の方々に伝わると嬉しく思います。</p> <p>一方、声を聴かれにくいこども・若者のうち、未成年者（あるいは16歳未満）の意見表明の場への参加に保護者の同意をとる過程については、もう少し記載が必要ではないかと思えます。</p> <p>p25 脚注に記載の通り、声を聴かれにくい子どもの中には、保護者の同意を取ることが難しい場合が少なからずあることも想像されます。こうしたこどもこそ声を聴かれる必要があるわけですが、現状の行政の人手・時間・予算面の厳しい制約から、保護者の同意が得にくい・得られないこどもの参画が後回しにされ続けたり、性急に保護者の同意なしで取り組みを進めようとして保護者と行政が対立構造になり、結果としてそのこどもがますます声を聴かれにくい状況に陥るリスクは避けなければならないと思います。同意をめぐる保護者へのアプローチについてガイドラインに書いておくことで、多忙な行政の方々が少しでも安心して取り組んでみようと思っただけならと思った次第です。</p>	<p>課題感のご共有をありがとうございます。</p> <p>1. の点については、P25 の脚注に以下の通り追記しました。</p> <p>保護者の興味や理解を得られない場合、保護者が参加の可否を検討することが困難な場合、被虐待経験のあるこども・若者や社会的養護下のこども・若者の場合等、保護者の同意を参加の前提とすると意見表明しづらい場合がある。</p> <p>2. 以下にお示しいただいた保護者の行政への信頼感等については本ガイドラインに記載することは困難ですが、意見を聴く意義や取組を広く発信しながら、社会全体で意識を醸成できるよう取り組んでまいります。</p>

以下3点、ガイドラインに記載してはどうかと思う視点です。

=====

1. 保護者が同意しない・できない背景にも様々な社会課題があり得ることを想像する（同意しないことだけをもって「子どもの権利を認めない親」といったレッテルを貼らない）

例えば子育てや不登校の相談の際、行政窓口で不適切な批判や指摘をされ傷ついた経験があるなどして、残念ながら行政に不信感を抱いても致し方ない方々も少なからずいます。

また一人親や生活が困窮している家庭、心身の病気や障害をもつ構成員がいる家庭では、保護者が極めて多忙で心身にも余裕がなく、こどもの意見表明への参加可否を検討すること自体も難しいことも考えられます。

これらは子育て支援のあり方や、貧困、孤立、障害児者福祉等の課題ですが、それが見過ごされ、こどもの意見表明に理解のない親といった誤ったレッテルを貼られることで、すでに困難な状況に置かれているこうした保護者が孤立を深めることがないようにぜひ留意していただきたいと思います。

2. こどもと保護者の関係性に鑑み、こどもの権利保障の基盤の一つとして保護者の行政への信頼感を醸成するという視点

こどもにとって保護者の存在や影響は非常に大きく、社会に対する保護者の反応を参照しながら社会を理解していきます。また特に困難な状況に置かれている家庭のこどもは、自らが生き抜くためにも、自分がしたいこと、言いたいことより保護者との関係性を無意識に優先する時もあります。

たとえ保護者の同意を不要とした場合でも保護者に何らかの懸念や不安があったり、同意したとしても不本意なものであったりすれば、こどもは敏感に察知して、自ら参加を辞退したり、参加することに罪悪感を抱いたり、保護者に不利な意見、傷つくような意見は控える可能性があります。

もちろんこどもの権利は本来周囲の意向に関わらず無条件で保障されるべきものですが、こどもの心理発達における保護者との関係性の重大さを考えると、

保護者の行政への安心や信頼感といった環境を整えることで、より確実に保障されるのではないかと思います。

3. 保護者の同意の可否に関わらず、こどもの意見表明への参加について保護者と対話すること自体が、長期的な信頼関係づくりの大事なプロセスであると考え

こどもの意見表明への参加や行政に対して保護者に不安・不信があれば、それを否定せずに受け止め、必要な情報提供をすること、同意が得られない場合は、その背景や改善点などについて無理のない範囲で意見を聴き、今後の取り組みに生かしていけると良いと思います。こうしたやり取りの地道な積み重ねはコストではなく、保護者との信頼関係ひいてはこどもの権利保障につながる投資だと捉えていただくと良いのではと思います。

=====

最後になりますが、保護者自身が行政の皆さまに声を聴いてもらえたという経験をするには、保護者が家庭でこどもの声を聴く余裕を生み、また保護者・子どもの社会への安心感を高めて、こども自身が意見表明をしようとする意欲にもつながると思います。

行政の皆さまが限られたリソースの中で新たな取り組みをすることは本当に大変なことと思いますが、上記をご参照いただき、声を聴かれにくいこどもの意見反映に少しでもつながれば幸いです。